

# デイケア 料金表

平成29年4月1日改定

単位：円

		1割負担	2割負担				
介護保険適応分	要介護利用者	基本料金	1時間以上 2時間未満	要介護1	341	682	1回につき
			要介護2	374	747		
			要介護3	403	806		
			要介護4	434	868		
			要介護5	466	931		
		3時間以上 4時間未満	要介護1	461	922	1回につき	
			要介護2	541	1,081		
			要介護3	620	1,239		
			要介護4	699	1,397		
			要介護5	778	1,555		
		6時間以上 8時間未満	要介護1	754	1,507	1回につき	
			要介護2	909	1,817		
			要介護3	1,063	2,125		
			要介護4	1,216	2,431		
			要介護5	1,371	2,741		
	加算料金	理学療法士等体制強化加算	32	64	1日につき		
		入浴介助加算	53	106	1日につき		
		リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	243	486	1月につき		
		リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ 1	1,077	2,153	1月につき		
		リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ 2	739	1,477	1月につき		
		短期集中個別リハビリテーション実施加算	116	232	1日につき		
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	254	507	週2回限度		
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	2,026	4,052	1月につき		
		生活行為向上リハビリテーション実施加算1	2,110	4,220	1月につき		
		生活行為向上リハビリテーション実施加算2	1,055	2,110	1月につき		
		若年性認知症利用者受入加算	64	127	1日につき		
		口腔機能向上加算	159	317	月2回限度		
		重度療養管理加算	106	211	1日につき		
		中重度者ケア体制加算	22	43	1日につき		
		送迎減算	-50	-99	片道につき		
社会参加支援加算	13	26	1日につき				
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	19	38	1回につき				
要支援利用者	基本料金	要支援1	1,912	3,824	1月につき		
		要支援2	3,920	7,839			
	加算料金	若年性認知症利用者受入加算	254	507			
		運動機能向上加算	238	475			
		口腔機能向上加算	159	317			
		選択的サービス複数実施加算Ⅱ 2 (運動機能向上及び口腔機能向上)	507	1,013			
		サービス提供体制強化加算Ⅰ 1 1 (要支援1)	76	152			
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1 2 (要支援2)	152	304					

注1. 介護職員処遇改善加算(所定単位数の47/1000)が別途加算されます。

2. 上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。

3. 一定以上の所得のある方(又は負担割合証に記載の負担割合が『2割』の方)は負担割合が2割になります。

実費負担分	要介護・要支援	食事 日用品料金	昼食代	580	1日につき
			おやつ代(消費税込)	120	
			特別な食事代	実費	
			日常生活品費	50	
			日常生活品費(1時間以上2時間未満)	20	
	交通費	片道5km未満	200	1日につき	
		片道5km以上10km未満	400		
		片道10km以上5km毎	200		
		有料道路、有料駐車場を利用した場合	実費料金		
	オムツ料金	尿パット	35	1枚につき	
紙パンツ		150			
紙オムツ		200			

注1. サービス区域以外への居宅送迎は、交通費の実費が必要となります。

サービス区域 大津市(木戸学区、和邇学区、小野学区、葛川学区、伊香立学区、真野学区、真野北学区、堅田学区、仰木学区、仰木の里学区、仰木の里東学区、雄琴学区、日吉台学区、坂本学区、下阪本学区)

# 加算内容一覧表

	項目	内容
要 介 護 利 用 者	理学療法士等体制強化加算	1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している場合に加算されます。
	入浴介助加算	入浴介助を行った場合に加算されます。
	リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直し、また理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が介護支援専門員を通じて、他の指定居宅サービス事業者に対し日常生活上の留意点等の情報を伝達している場合に加算されます。
	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ 1 (同意日の属する月から6月以内)	通所リハビリテーション計画について医師が利用者又はその家族に説明し同意を得て、同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合は1月に1回以上、6月を超えた場合は3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて通所リハビリテーション計画を見直している場合にされます。
	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ 2 (同意日の属する月から6月超)	
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に医師の指示により、集中的なりハビリテーションを個別に実施した場合に加算されます。
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内に医師の指示により、個別に認知症リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	退院(所)日の翌日の属する月又は開始月から起算して3月以内に医師の指示により認知症リハビリテーションを1月に4回以上実施した場合に加算されます。
	個別リハビリテーション実施加算	退院・退所日又は初認定日から起算して3ヶ月を超えた日に、医師の指示により理学療法士等が個別リハビリテーションを実施した場合、月に13回を限度として加算されます。
	生活行為向上リハビリテーション実施加算 1 (開始月から起算して3月以内)	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等リハビリテーション実施計画にあらかじめ決めて、リハビリテーションを計画的に行い利用者の有する能力の向上を支援した場合に加算されます。 ※生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、リハビリテーション実施計画書で定めた実施期間の翌月以降に指定通所リハビリテーションを行った場合は、6月間に限り1日につき所定単位数の15%に相当する単位数が減算されます。
	生活行為向上リハビリテーション実施加算 2 (開始月から起算して3月超6月以内)	
	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。
	口腔機能向上加算	口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に基づいた口腔機能改善サービスを実施した場合に加算されます。
	重度療養管理加算	要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5の利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合に加算されます。
	中重度者ケア体制加算	利用者の総数のうち要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上で、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1人以上確保している場合に加算されます。
	サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	介護職員の内、介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。
	社会参加支援加算	当該通所リハビリテーションの提供を評価対象期間において終了した者(生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者は除く。)のうち指定通所介護、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が5%を超えており、当該通所リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みがあり、かつ当該通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が25%以上の事業所に加算されます。
	送迎減算	居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数から減算されます。
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大津市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場合、所定単位数に加算されます。
	要 支 援 利 用 者	運動機能向上加算
口腔機能向上加算		口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に基づいた口腔機能改善サービスを実施した場合に加算されます。
選択的サービス複数実施加算Ⅰ 2 (運動機能向上及び口腔機能向上)		選択的サービスのうち2種類のサービスを実施した場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1 1 (要支援1)		介護職員の内、介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1 2 (要支援2)		
介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大津市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場合、所定単位数に加算されます。	